就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（案）に対するご意見と本市の考え方について

上記案につきまして、平成２６年５月２６日から６月２５日までの間、ご意見を募集したところ、１名の方からご意見をいただきました。貴重なご意見ありがとうございました。提出されたご意見及びそれに対する本市の考え方を取りまとめましたので、お知らせします。また、基準案に関するもの以外のご意見につきましても、今後の子ども・子育て支援に関する施策に対する貴重なご意見として参考にさせていただきます。

意見の概要	意見に対する市の考え方
認定こども園の教育・保育内容は保育所の保育方針でいいのではないか。	国の定める幼保連携型認定こども園保育要領につきましては、認定こども園法の目的や目標に従い、幼稚園教育要領や保育所保育指針との整合性の確保、小学校における教育との円滑な接続に配慮したものとなっております。市としましては、幼保連携型認定こども園が、この要領に合う形で教育・保育が行われていることを確認していく必要があると考えております。

その他のご意見（基準（案）に関するもの以外）

- 設備だけでなく、保育士について、給料面や産後働き続けられるようになど、待遇をよくしてもらいたい。